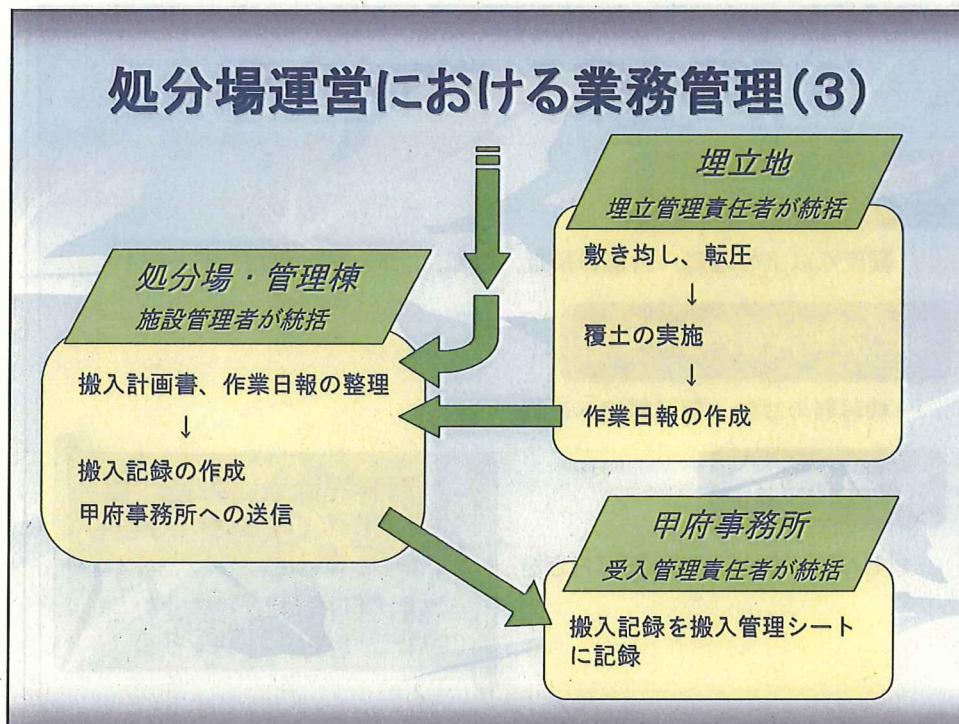
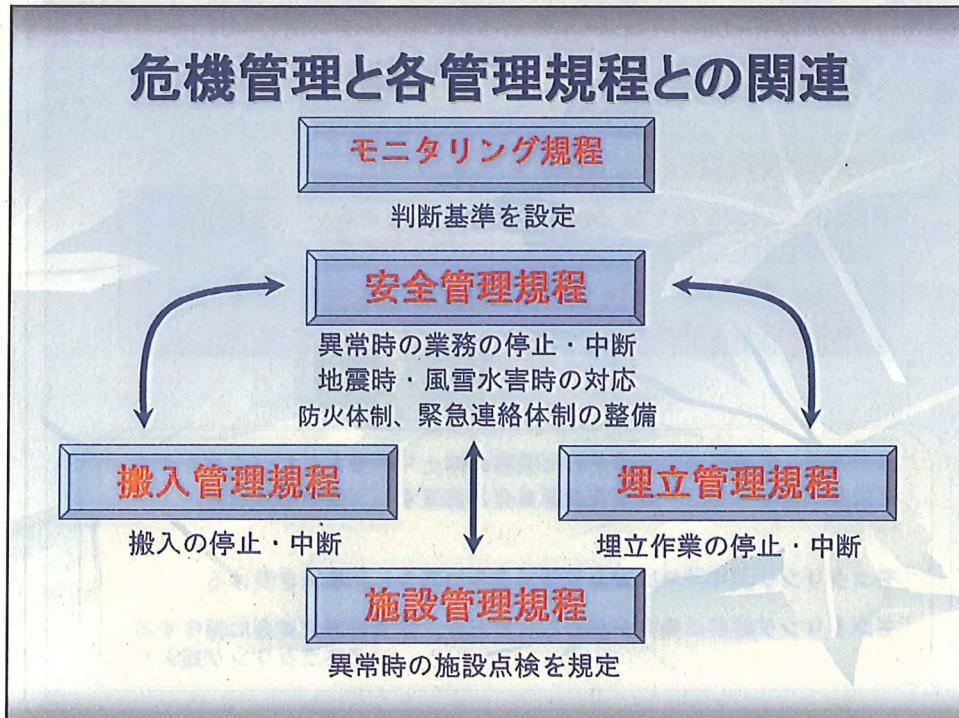


処分場運営における業務管理(3)



危機管理と各管理規程との関連



業務の停止・中断の条件

気象条件による事由

震度4以上の地震、台風の接近、強風、大雨、雷、大雪

施設の維持管理上の事由

機器類の故障、周辺環境への影響の懸念

その他の事由

センター長が必要と認めたとき

地震時を除き、停止・中断はすべてセンター長が判断する。

施設管理者は、施設の健全性を直ちに確認する

管理運営規程と安全管理委員会

安全管理委員会

処分場の建設や運営についての意見を聞くため、公害防止協定第9条の規定により設置されている委員会

処分場の安全管理に関し、必要と認められる事項について調査検討し、意見を述べる

連携

周辺環境への影響の懸念のために業務の停止・中断をしているとき、その解除に当たっては、安全管理委員会と協議する（安全管理規程）

モニタリング調査結果は安全管理委員会に報告し、検証を受ける

モニタリング結果に異常が認められたとき、安全管理委員会に報告する（モニタリング規程）

モニタリング結果と異常時の措置

区分	モニタリングの結果	異常時（緊急時）の措置
レベル1	浸出水処理水の基準超過	■廃棄物の搬入停止、施設の点検
	地下水集排水管の地下水の基準超過	■浸出水処理水の放流停止（水に係る基準超過の場合） ■関係機関（県、市）への通報及び地域住民への周知 ■安全管理委員会の召集（召集を依頼）
レベル2	アスベスト粉じん濃度が基準超過	■原因究明調査の実施、施設の点検 ■施設に原因があると判明した場合は搬入停止 ■関係機関（県、市）への通報及び地域住民への周知
	処分場上下流観測井戸での基準超過	
レベル3	周辺地下水・下流河川での基準超過（人の健康に関する項目での異常）	■項目に応じて原因究明調査の実施 ■改善対策の実施 ■関係機関（県、市）への報告
	周辺地下水・下流河川での基準超過（生活環境に関する項目での異常）	
レベル4	発生ガス濃度が異常値	■改善対策の実施 ■関係機関（県、市）への報告
	騒音・振動の基準超過	
	悪臭の基準超過	

情報の保守と管理(1)

処分場の運営上取得した情報を適切に管理し、保守する

顧客データ

排出事業者の諸情報、契約内容、廃棄物の排出状況のデータ、廃棄物の試験に関するデータ、処分料金の支払い状況

搬入業者データ

搬入業者の諸情報、廃棄物収集運搬の許可の内容、使用車両データ、運転手の氏名など

個人情報の保護に関する要綱

情報公開に関する規程



- ① 取得した個人情報は、管理運営に必要な範囲のみ利用する。
- ② 特定の個人を識別できる情報を、業務の運営の目的以外では利用せず、その保守に努める。
- ③ 事業者の不利益になるおそれがある法人情報については、個人情報と同様に、適正な保守管理を行なう。

情報の保守と管理(2)

処分場の管理運営のデータは、施設廃止までは保管し、跡地利用に必要な情報は管理者を任命して引き継ぐ

搬入記録

排出事業者名、搬入廃棄物の種類・量、マニフェスト番号等、搬入年月日、搬入業者名、目視検査・展開検査・抜き取り検査の結果、不適合搬入と対応状況

埋立記録

埋立作業計画、埋立廃棄物の種類・量、埋立平面位置・深度、覆土量、異常時の対応、作業中の事故記録、埋立地の出来形管理

維持管理記録

施設維持管理計画、巡視・点検の結果、異常時の対応

情報の保守と管理(3)

処分場の管理運営のデータは、施設廃止までは保管し、跡地利用に必要な情報は管理者を任命して引き継ぐ

モニタリング記録

設定した基準、モニタリング計画、モニタリング結果、安全管理委員会議事録、モニタリング異常値の対応



処分場の廃止まではデータ保存



廃止後、保管管理者を任命し、データの引継ぎを行なう